



国土交通省近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 自動車交通部 旅客第二課

(担当) 神田 (かんだ)

(電話) 06-6949-6446

令和8年7月9日

「タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業」(第25期)の申請受付を、
7月9日(木)から開始します。(対象期間は令和8年4月1日～5月31日)

国土交通省では、現在の原油価格の高騰を受け、国民生活等への不測の影響を緩和するため、LPガスを使用するタクシー事業者に対して、燃料高騰相当分を支援する事業を実施しています。

今般、第1期～第24期に続き、第25期(令和8年4月1日～5月31日)の申請受付を開始します

1 補助対象事業者

一般乗用旅客自動車運送事業者

2 申請受付期間

令和8年7月9日(木)～9月4日(金)16時

3 支援内容

令和8年4月1日～5月31日の間における、LPガスに係るコスト負担に対して支援を実施。

※令和8年6月以降の事業については、別途お知らせします。

4 事業の執行団体

タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業 事務局

(パシフィックコンサルタンツ株式会社内)

具体的な事業内容や申請方法等の詳細については、事務局のホームページをご確認ください。

【事務局特設Webサイト】<https://www.lpg-subsidy.pacific-hojo.jp/>

※第1期～第24期とは申請書、電話番号、提出メールアドレス等が異なりますのでご注意ください。

5 その他

- ・第1期～第24期(令和4年1月～令和8年3月分)の受付は終了しております。
- ・第22期～第24期に補助金を受領された事業者においては、第25期については申請が簡便になる場合があります。詳しくは事務局特設Webサイトをご覧ください。

【お問い合わせ先】

(補助事業の申請に関すること)

タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業 事務局
(パシフィックコンサルタンツ株式会社内)

TEL : 050-5893-4669

※第1期～第24期と異なりますのでご注意ください。

(事業全般に関すること)

物流・自動車局旅客課 武藤、下條
代表 : (03) 5253-8111 (内線 41223)

直通 : (03) 5253-8571

配布先

陸運記者会 (ハイタク部会)